

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇三八

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座）」を「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞）」に、「少年サポートセンター所長」「児童虐待対策室長」を「児童虐待対策室長」に、「外事特別捜査隊長」を「外事対策室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。